

〈2〉 うるおいのある生活環境づくり

1. 公害 [行政計画]

(1) 法令等に基づく事務処理件数

(単位：件)

年 度			17	18	19	20	21
環境確保条例	工 場	設置認可	7	5	6	6	5
		変更認可	2	0	3	1	6
	指定作業場	設置届	6	7	8	10	11
		変更届	2	0	0	0	0
騒音規制法	特定施設	設置届	4	4	6	5	7
		変更届	0	0	1	1	1
	特定建設作業実施届		312	382	377	284	254
振動規制法	特定施設	設置届	1	0	3	1	3
		変更届	0	0	0	0	1
	特定建設作業実施届		173	228	251	181	157
大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業実施届*		— — —	52	42	29	41
苦情受付件数			229	241	247	222	226

(注) *印は、平成18年度から区の事務

環境課

(2) 環境確保条例に基づく申請・届出件数 (平成21年度)

ア. 工場

(単位：件)

項 目	申 請		届 出													合 計	
	設置認可	変更認可	完成届(設置)	完成届(変更)	氏名等変更	承 継	現 況	廃 止	地下水揚水量報告書	化学物質使用量等報告書	化学物質管理方法書	土壌汚染状況調査報告書	汚染拡散防止計画書	汚染拡散防止措置完了届	公害防止審議者の選任届		事故届
件数	5	6	6	5	18	4	15	18	4	30	1	2	0	1	2	0	117

環境課

イ. 指定作業場

(単位：件)

項 目	設 置	変 更	氏名等変更	承 継	廃 止	地下水揚水量報告	化学物質使用量等報告書	化学物質管理方法書	土壌汚染状況調査報告書	汚染拡散防止計画書	汚染拡散防止措置完了届	事故届	合 計
件数	11	0	38	3	16	46	41	0	3	1	2	0	161

環境課

ウ. その他 (工場・指定作業場以外)

(単位：件)

項 目	地下水揚水施設設置	地下水揚水量報告	合 計
件数	0	20	20

環境課

エ. 町別認可工場数

業種 町名	食 品	織 維 工 業 品	織 維 製 品	木 製 品	家 具 ・ 装 備 品	パ ル プ ・ 紙 加 工	出 版 ・ 印 刷	化 学	ゴ ム 製 品	皮 革	窯 業 ・ 土 石	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属	金 属	一 般 機 械	電 気 機 械	輸 送 機 械	精 密 機 械	洗 濯	自 動 車 整 備	石 油 製 品	そ の 他	合 計	
台東	12		6	13	3	33	61	1	1	1	2			39	10	2		1	2	4		12	203	
柳橋				1		3	2			1				1							1		2	11
浅草橋	3		12	7	1	17	46	2	1	6			1	13	2				1	5		13	130	
鳥越	6		6	2	1	11	25			3	1			12	3			1	2	2		3	78	
蔵前	2		4	3	3	9	20			3	1			4	2					4		7	62	
小島	2	1		3		15	30		1	1	1		2	10	4			3	2	3		3	81	
三筋	1		3	10	2	17	29			8				14	6				1	4		7	102	
秋葉原							2															1	3	
上野	10		2	4	1	3	11	1			1			16	1					4		5	59	
東上野	6		4	6	6	16	54			2			1	46	8	1			1	2		11	164	
元浅草	3		1	13	6	28	42			8	4		1	37	5	2				7		11	168	
寿	4	1	2	4	5	19	31			8	1			19	3			1	1	5		9	113	
駒形			1	1		3	4			1				3					1			1	15	
北上野	5		1	6	3	3	18			1	2		1	22		1				2		8	73	
下谷	3			4	8	9	17	1	1	4				13	5	1		1	1	4		4	76	
根岸	10		8	2	6	8	22		1		3			11	1	2		3		1	1	12	91	
入谷	9		3	10	9	5	36			2		2		31		1		1		6		4	119	
竜泉	9		8	13	10	15	30		1	11	2			29	5	2		1	2	12		8	158	
松が谷	9		1	20	25	24	58			2	3			44	11					4		10	211	
西浅草	9		1	3	4	5	10				2			8	3					1		2	48	
雷門	3			2						1				1	1					2		1	11	
浅草	21		1	8	2	11	14	1	3	84	1			28	1				4	12		5	196	
花川戸						1				3				1						1		1	7	
千束	9		1	10	10	12	37		4	29	3		1	23	6	2				14		8	169	
今戸	1		2	6		7	7		8	122	2		1	14	3				1	4		6	184	
東浅草	5			5	2	1	7		3	74	2			8	1					2		4	114	
橋場	5		1	5	3	8	4	2	9	81	2			24	1					4		7	156	
清川	2		1	6	3	6	7		8	68			1	17	2	1	1			8		1	132	
日本堤	7		1	3	4	5	15		5	32	1	1		16	4	3		1	2	9		8	117	
三ノ輪	4		2	2	1	12	8		1	3	2		1	7	3	1				5		8	60	
池之端	1		2	1		2	6							2		2		2				2	20	
上野公園																							0	
上野桜木	1					2	2							1					1			3	10	
谷中	6		5	5	1	6	14			1	6			7	3	1		5	2	4		4	70	
合計	168	2	79	178	119	316	669	8	47	560	42	3	10	521	94	22	1	20	24	136	1	191	3,211	

環境課

オ. 町別指定作業場数

業種 町名	自動車 駐車場	専用 自動車 ミナ ナル	ガソリン スタンド	自動車 洗車場	廃棄物 積替場所	青 写 真	焼 却 炉	暖房 用熱 風炉 又は ボイ ラ	洗濯 施設	豆腐 又は 煮豆 製造場	麵類 製造 場	畜 舎	材 料 置 場	下 水 処 理 場	ガ ス 機 関	試 験 研 究 機 関	病 院	合 計
台東	40		2	1				2	7	3	1							56
柳橋	15							4	1									20
浅草橋	13		3	2			1	5	3	3								30
鳥越	6								1	2								9
蔵前	14			2				5	1		1			1				24
小島	9							3		1	2							15
三筋	10			1				3		1								15
秋葉原	2					1												3
上野	48					3		30	2	3								86
東上野	56		3	3		2		16	6	10	1				1	1	1	100
元浅草	20		2	1		1		1	3	2	1							31
寿	17		2	1					2	2	1							25
駒形	11		2	1				1										15
北上野	13		1	1				1	3	1	2							22
下谷	9		2	2				3	5	3						1		25
根岸	15		2	1		1		20	6	6	1							52
入谷	9							3	3	3								18
竜泉	5		2	3		1		2	5	4	1							23
松が谷	14		1	1				4	9	2	1							32
西浅草	21		1					5	1	2	2							32
雷門	6							5		1								12
浅草	29	1	2				1	13	17	3	2							68
花川戸	5		1	1				2	1		1					1		12
千束	16		2	3	1			92	6	4	2							126
今戸	4	1						2	2	2								11
東浅草	1		1	1				1	2	1								7
橋場	10		3	1				3	2	2								21
清川	6		1					2	7	3			1					20
日本堤	5		1						9	2	2							19
三ノ輪	3					1		3	2	1								10
池之端	10		1	2				3	3	1								20
上野公園	6			1				6				1						14
上野桜木	2								2	1								5
谷中	7		1	1			1	2	9	4	1							26
合計	457	2	36	30	1	10	3	242	120	73	22	1	1	1	1	3	1	1,004

- (定義) 1. 工場……都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）第2条第7号別表第1 環境課
 2. 指定作業場……都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）第2条第8号別表第2
 3. 騒音 (1) 特定施設……騒音規制法第2条同法施行令第1条別表第1
 (2) 特定建設作業……騒音規制法第2条同法施行令第2条別表第2
 4. 振動 (1) 特定施設……振動規制法第2条同法施行令第1条別表第1
 (2) 特定建設作業……振動規制法第2条同法施行令第2条別表第2

(3) 苦情受付件数

ア. 月別苦情受付件数 (平成21年度)

(単位: 件)

月 現象	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
騒音	6	9	10	7	4	8	7	4	6	5	7	2	75
振動	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	5
ばい煙	1	1	3	1	0	1	0	0	2	0	0	1	10
粉じん	0	0	0	1	1	0	1	2	0	0	1	0	6
悪臭	1	1	4	1	3	3	1	2	2	1	0	1	20
有害ガス	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
汚水	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
その他	33	13	15	9	8	8	4	5	4	2	2	4	107
合計	42	24	34	19	17	21	13	14	15	8	11	8	226

環境課

イ. 騒音計貸出件数

年 度	17	18	19	20	21
件 数	21	20	22	18	21

環境課

ウ. 発生源別・現象別苦情受付件数

(単位：件)

発生源	年度	17	18	19	20	21
	現象					
工場	騒音	9	8	5	8	5
	振動	0	0	0	1	1
	ばい煙	1	0	0	0	0
	粉じん	1	0	0	2	0
	悪臭	5	4	3	2	4
	有害ガス	0	2	0	0	1
	汚水	0	2	0	1	0
	その他	1	0	0	0	0
	小計	17	16	8	14	11
指定作業場	騒音	0	1	0	1	1
	振動	0	0	0	0	0
	ばい煙	4	5	6	5	6
	粉じん	0	0	0	0	0
	悪臭	1	0	5	3	1
	有害ガス	0	0	0	0	1
	汚水	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1	0
	小計	5	6	11	10	9
一般	騒音	31	32	28	37	40
	振動	1	0	1	0	1
	ばい煙	5	8	3	2	4
	粉じん	8	1	0	0	0
	悪臭	27	32	25	8	15
	有害ガス	1	0	0	0	0
	汚水	0	1	0	0	1
	その他	63	59	92	102	97
	小計	136	133	149	149	158
建設作業	騒音	47	28	35	25	29
	振動	10	16	12	5	3
	ばい煙	0	0	0	1	0
	粉じん	10	36	23	7	6
	悪臭	0	0	1	2	0
	有害ガス	0	0	0	0	0
	汚水	0	0	0	0	0
	その他	4	6	8	9	10
	小計	71	86	79	49	48
合計	229	241	247	222	226	

環境課

(4) 大気汚染（常時測定）

ア. 二酸化硫黄 (SO₂)

年 度	17	18	19	20	21
年 度 平 均 値 (p p m)	0.006	0.005	0.005	0.004	—
環 境 基 準 適 合 率 (%)	100	100	100	100	—
日 平 均 値 の 2%除 外 値 (p p m)	0.015	0.010	0.011	0.010	—
環 境 基 準 の 長 期 的 評 価	達 成	達 成	達 成	達 成	—
1 時 間 値 最 高 値 (p p m)	0.053	0.039	0.039	0.053	—
日 平 均 値 の 最 高 値 (p p m)	0.024	0.016	0.017	0.012	—
環 境 基 準 (短 期 的 評 価)	1時間値の1日平均値が0.04 p p m以下であり、かつ、 1時間値が0.1 p p m以下であること。				

(注) 平成20年度で測定終了。

環境課

イ. 浮遊粒子状物質 (SPM)

年 度	17	18	19	20	21
年 度 平 均 値 (mg/m ³)	0.032	0.032	0.030	0.027	0.031
環 境 基 準 適 合 率 (%)	100	100	100	100	100
日 平 均 値 の 2%除 外 値 (mg/m ³)	0.070	0.076	0.071	0.057	0.060
環 境 基 準 の 長 期 的 評 価	達 成	達 成	達 成	達 成	達 成
1 時 間 値 最 高 値 (mg/m ³)	0.158	0.465	0.190	0.144	0.138
日 平 均 値 の 最 高 値 (mg/m ³)	0.119	0.091	0.119	0.068	0.075
日 平 均 値 が 0.1 mg/m ³ を 超 え た 日 が 連 続 し た 回 数 の 有 無	無	無	無	無	無
環 境 基 準 (短 期 的 評 価)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、 1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。				

環境課

ウ. 光化学オキシダント (Ox)

年 度	17	18	19	20	21
年 度 平 均 値 (p p m)	0.026	0.027	0.028	0.028	0.029
環 境 基 準 適 合 率 (%)	79.5	79.9	92.9	79.7	75.9
環 境 基 準 達 成 状 況	非 達 成	非 達 成	非 達 成	非 達 成	非 達 成
昼 間※ 1 時 間 値 の 最 高 値 (p p m)	0.160	0.154	0.166	0.139	0.136
昼 間※ 1 時 間 値 が 注 意 報 レ ベ ル (0 . 1 2 p p m) 以 上 の 日 数	10	8	7	4	2
環 境 基 準 (短 期 的 評 価)	1時間値が0.06 p p m以下であること。				

(注) 昼間とは環境省の事務処理基準により、5時から20時までを意味する。

環境課

エ. 二酸化窒素 (NO₂)

年 度	17	18	19	20	21
年 度 平 均 値 (p p m)	0.030	0.026	0.028	0.025	0.024
環 境 基 準 適 合 率 (%)	98.6	100	100	100	100
日 平 均 値 の 98%値 (p p m)	0.057	0.052	0.052	0.046	0.048
環 境 基 準 長 期 的 評 価	達 成	達 成	達 成	達 成	達 成
1 時 間 値 最 高 値 (p p m)	0.189	0.106	0.113	0.194	0.095
日 平 均 値 の 最 高 値 (p p m)	0.080	0.059	0.061	0.055	0.055
環 境 基 準 (短 期 的 評 価)	1時間値の1日平均値が0.04 p p mから0.06 p p mまでのゾーン内または それ以下であること。				

(注) 環境基準適合率：環境基準適合日数／総測定日数×100

環境課

環境基準長期的評価：二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合は、年間の日平均値のうち、

高い方から2%の範囲内にあるものを除外した最大値（2%除外値）を環境基準と比較して評価する。

ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合は、非達成とする。

二酸化窒素の場合は、低い方から98%に相当するもの（98%値）を環境基準と比較して評価する。

平成17年度は参考値

(5) 光化学スモッグ

緊急時発令状況及び被害状況

年 度		17	18	19	20	21
予 報 (日)	全 域	7	7	5	1	0
注 意 報 (日)	区北部	9	10	6	0	0
	都全域	22	17	17	19	7
警 報 (日)	区北部	0	0	0	0	0
	都全域	0	0	0	0	0
重大緊急報(日)	区北部	0	0	0	0	0
	都全域	0	0	0	0	0
学校情報 (日)	区北部	15	15	13	8	8
	都全域	40	30	30	34	20
被 害 届 (人)	区北部	0	2	0	0	0
	都全域	247	2	0	94	0

(注) 区北部地域 (台東、墨田、荒川、足立、葛飾の5区)

環境課

(参考) 東京都光化学スモッグ発令基準

段 階	発 令 基 準	措 置	
		緊急時協力工場・事業場	一 般
学 校 情 報	オキシダント濃度0.10ppm以上で継続するとき	—	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外になるべく出ない ・屋外運動は差し控える ・被害にあったときは保健所に届け出る
予 報	高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減要請	
注 意 報	オキシダント濃度0.12ppm以上で継続するとき	通常の燃料使用量より20%程度削減勧告	
警 報	オキシダント濃度0.24ppm以上で継続するとき	通常の燃料使用量より40%程度削減勧告	
重 大 緊 急 報	オキシダント濃度0.40ppm以上で継続するとき	通常の燃料使用量より40%以上削減命令	

環境課

(6) 自動車公害調査

ア. 主要交差点における窒素酸化物調査

(単位: NO, NO₂, NO_x: ppb、交通量: 台/時)

年度	項目	入 交 差 点		蔵 前 一 丁 目 交 差 点	
		夏 季	冬 季	夏 季	冬 季
17	NO	57	120	96	175
	NO ₂	50	43	49	49
	NO _x	107	163	145	224
	交通量	4,377	4,691	3,866	3,905
18	NO	73	169	84	153
	NO ₂	49	53	59	52
	NO _x	122	222	143	205
	交通量	4,480	4,462	3,784	3,733
19	NO	54	137	70	127
	NO ₂	43	47	51	50
	NO _x	97	184	121	177
	交通量	4,426	4,391	3,720	3,614
20	NO	43	92	58	95
	NO ₂	37	41	39	45
	NO _x	80	133	97	140
	交通量	4,040	3,985	3,399	3,118
21	NO	42	70	45	58
	NO ₂	37	41	40	36
	NO _x	79	111	85	94
	交通量	3,908	4,073	2,887	3,279

(注) 数値は1時間当たりの平均値。交通量は交差点内に流入する1時間当たりの平均交通量(二輪車を含む)

環境課

イ. 道路に面する地域における環境基準達成状況調査（自動車騒音常時監視）

評価 区間 No.	評価対象路線名	始 点	終 点	基 準 点	調 査 期 間
①	国道6号 (江戸通り)	蔵前2丁目2	花川戸2丁目16	駒形1丁目4	平成22年1月26日(火) ～ 平成22年1月27日(水)
②	都道315号 (蔵前橋通り)	台東2丁目8	蔵前2丁目1	台東1丁目34	
③	特別区道台第53号 (清洲橋通り)	浅草橋4丁目	北上野1丁目15	小島1丁目5	

評価 区間 No.	車 線 数	評価上の 用途地域	環境 基準 類型	基準点騒音 レベル (dB)		残留騒音 レベル (dB)		環境基準達成状況				
				昼間	夜間	昼間	夜間	達成戸数		評価対 象戸数 (戸)	達成率 (%)	
								昼間	夜間		昼間	夜間
①	4	商 業	C	65	63	56	45	2,670	2,653	2,671	100.0	99.3
②	4	商 業	C	70	69	57	45	1,839	1,471	1,841	99.9	79.9
③	4	商 業	C	69	66	55	44	4,103	3,800	4,104	100.0	92.6
全区間	—	—	—	—	—	—	—	8,612	7,924	8,616	100.0	92.0

(注) 評価の対象範囲は、原則として道路端から50mの範囲とする。

環境課

昼間(6時～22時)、夜間(22時～6時)とする。

ウ. 主要幹線道路の騒音・振動・交通量調査（自動車騒音要請限度調査）

地点 番号	道 路 名	調 査 地 点	騒 音 振 動 測 定 実 施 日	交 通 量 測 定 実 施 日
①	国道6号線 (江戸通り)	駒形1丁目4	平成22年1月26日(火) ～ 平成22年1月29日(金)	平成22年1月26日(火) ～ 平成22年1月27日(水)
②	都道315号 (蔵前橋通り)	台東1丁目34		
③	特別区道台第53号 (清洲橋通り)	小島1丁目5		

環境課

(単位：騒音、振動：デシベル)

地点 番号	車 線	用 途 地 域	騒 音 (Leq)		振 動 (L10)		交 通 量 (台/時)	
			昼	夜	昼	夜	昼	夜
①	4	商 業	66	63	41	37	1,692	791
②	4	商 業	71	69	39	38	1,789	662
③	4	商 業	69	67	45	41	974	210

(注) 騒音…等価騒音レベル、振動…80%レンジ上端値

環境課

交通量は上下線における1時間当たりの平均交通量(二輪車を含む)

(参考)

① 騒音の環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)(抜粋)

(単位：デシベル)

昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
70以下	65以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ通過する騒音に係わる基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

(注) 環境基準は、LAeq(等価騒音レベル)を適用する。

環境課

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間)

② 自動車騒音要請限度 (抜粋)

(単位:デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~翌6時)
a 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70

(注) 要請限度の評価手法は、LAeq(等価騒音レベル)によるものとする。

環境課

近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び区市町村道(区市町村道にあつては4車線以上の区間)をいう。

近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

③ 道路交通振動要請限度 (抜粋)

(単位:デシベル)

区 分	時間の区分	
	昼 間 (8時~20時)	夜 間 (20時~8時)
住居地域	65	60
近隣商業地域・商業地域	70	65

(注) 但し、住居地域については昼8時から19時、夜19時から8時

環境課

(7) 水質汚濁

ア. 隅田川の水質

項 目	年度 地点	17	18	19	20	21	環境基準 (河川・C類型)
		水素イオン濃度 [pH]	白 鬚 橋	7.0	6.9	7.2	
溶存酸素量 [DO] (mg/l)	白 鬚 橋	4.5	4.6	4.6	5.4	5.3	5mg/l以上
	吾 妻 橋	4.6	4.4	4.5	5.5	4.8	
生物化学的酸素要求量 [BOD] (mg/l)	白 鬚 橋	1.6	2.3	1.9	2.1	2.2	5mg/l以下
	吾 妻 橋	1.6	2.4	1.6	1.6	2.4	
浮遊物質 [SS] (mg/l)	白 鬚 橋	9	10	10	11	9	50mg/l以下
	吾 妻 橋	9	7	10	10	10	

(注) 数値は年度平均値を示す。

環境課

イ. 隅田川ハゼ釣り和水辺観察

年 度	17	18	19	20	21
ハゼ釣り参加者 (人)	707	454	455	457	530
釣 果 (匹)	407	102	773	147	340
水辺観察参加者 (人)	60	30	13	16	18
子供釣り教室参加者 (人)	—	12	9	11	11

(注) 子供釣り教室は、平成18年度より実施。

環境課

平成20、21年度水辺観察は、区民環境調査として実施。